国立研究開発法人国立成育医療研究センター	
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	

（医療法の一部改正）

第四条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第七項中「もの」の下に「及び国立健康危機管理研究機構」を加える。

（土地収用法の一部改正）

第五条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十四号中「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、「国立研究開発法人国立長寿医療研究センター」の下に「、国立健康危機管理研究機構」を加え、同条第三十四号の三中「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、「若しくは第三号、第十七条第一号又は第十八条第一号」を「又は第十七条第一号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三十四の四　国立健康危機管理研究機構が国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）第二十三条第一項第一号、第三号、第五号、第六号、第八号から第十号まで又は第十四号に掲げる業務の用に供する施設

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等の規制に関する法律の一部改正）

第六条　次に掲げる法律の規定中「、その」を「その」に改め、「もの」の下に「及び国立健康危機管理研究機構」を加える。

一　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第七十五条第三項

二　放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十九条第二項

（行政事件訴訟法の一部改正）

第七条　行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

別表原子力損害賠償・廃炉等支援機構の項の次に次のように加える。

国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正）

第八条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の三第二項中「その他」を「、国立健康危機管理研究機構その他」に改める。

第五十六条の三十九第三項中「国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を「国立健康危機管理研究機構」に改める。

第六十五条の三の次に次の二条を加える。

（機構への事務の委託）

第六十五条の四　厚生労働大臣は、国立健康危機管理研究機構（以下この条及び次条において「機構」という。）に、次に掲げる事務を行わせるものとする。ただし、報告又は届出の受理以外の事務については、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一　第十二条第二項（同条第四項、第九項及び第十項において準用する場合を含む。）の規定による事務

二　第十三条第三項（同条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定による事務

三　第十四条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）及び第七項の規定による事務（同項の規定による通知を除く。）

四　第十四条の二第四項及び第五項の規定による事務（同項の規定による求めを除く。）

五　第十五条第二項、同条第六項において準用する同条第三項並びに同条第八項、第十項、第十一項、第十三項、第十五項及び第十六項の規定による事務（同条第六項において準用する同条第三項及び同条第十五項の規定による求め、同条第八項の規定による命令並びに同条第十項の規定による通知を除く。）

六　第十五条の二第二項の規定による事務

七　第十五条の三第二項及び第三項の規定による事務

八　第十六条第一項の規定による事務

国立研究開発法人国立がん研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）を次のように改める。
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	

一　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）別表第一
二　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）別表第二

（地域保健法の一部改正）

第二条　地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条に次の二項を加える。

前項に規定する業務を行う第五条第一項に規定する地方公共団体の機関（当該地方公共団体が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。次項において「地方衛生研究所等」という。）は、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もつて地域住民の健康の保持及び増進に寄与するため、当該業務により得た感染症その他の疾患に係る情報並びに病原体及び毒素について、国立健康危機管理研究機構が行う国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）第二十三条第一項第五号及び第六号に掲げる業務（これらの規定に規定する収集に限る。）に協力するものとする。

地方衛生研究所等は、その職員に対し、国立健康危機管理研究機構が行う研修、技術的支援その他の必要な支援を受ける機会を与えるよう努めるものとする。

第二十七条中「前条の規定に基づいて実施する措置」を「前条第一項に規定する措置、同条第二項の規定による協力及び同条第三項の規定による機会の付与」に改める。

（国立国会図書館法の一部改正）

第三条　国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一原子力損害賠償・廃炉等支援機構の項の次に次のように加える。

国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）